

平成 31 年度以降における激変緩和措置について

■ 激変緩和措置のイメージ

【別紙 イメージ図を参照】

■ 激変緩和の対象市町村及び実施方法

○平成 28 年度と比較して 1 人あたり納付金額が一定割合以上増加した市町村に対し、

○県繰入金（1 号分）や国からの公費等を充当することで、納付金額の負担を減らす。

※県繰入金（1 号分）とは…保険給付費の 9%相当額のうち、保険給付費交付金の財源となるもの

■ 一定割合の考え方

一定割合は「自然増+ α 」として国が示す「納付金及び標準保険料率の算定方法のガイドライン」上で定義されている。

○ 自然増とは

納付金制度の導入以外を原因とする納付金額の伸び（毎年の医療費の増加等）のこと。

市町村との協議により、本県は以下のとおり算出する。

☞ **医療分**：県全体の一人あたり納付金相当額の対前年度伸び率の直近 3 年分の平均を、平成 28 年度からの年数分乗じたものを自然増とする。

⇒例えば、H31 年度は H26→H27、H28→H29、H29→H30 の各対前年度伸び率の平均を 3 乗する。

☞ **後期分・介護分**：H28 と推計年度の告示額（仮係数・確定係数）から一人あたり公費を除いた額（＝一人あたり納付金相当額）の伸びを自然増とする。

☞ **合算分**：医療・後期・介護それぞれの自然増の加重平均とする。

○ $+\alpha$ とは

激変緩和措置を終了させるための調整弁であり、毎年度 $+\alpha$ を増加させることで激変緩和対象額を減らし、将来的に激変緩和措置を終わらせる役割がある。本県においては、昨年度の幹事会及び連携会議において、以下の 3 点について合意済み。

＜激変緩和措置に関する平成 29 年度における合意事項＞

■激変緩和の実施期間は 6 年間を基本とし、6 年目の時点で激変緩和対象額

が一定以上残る市町村については、10 年を目安に実施期間を延長する

(2) 初年度は $+\alpha = 0\%$ とし、手厚く激変緩和を実施する

(3) 2 年目以降は、納付金制度導入による増加幅を 6 で除した数値（ただし、上限は 2%）を $+\alpha$ とし、毎年度同じ率を加算する（※）

※平成 31 年度の $+\alpha$ の値は、 $+\alpha = 1.26\%$ とする。具体的な算定方法は、

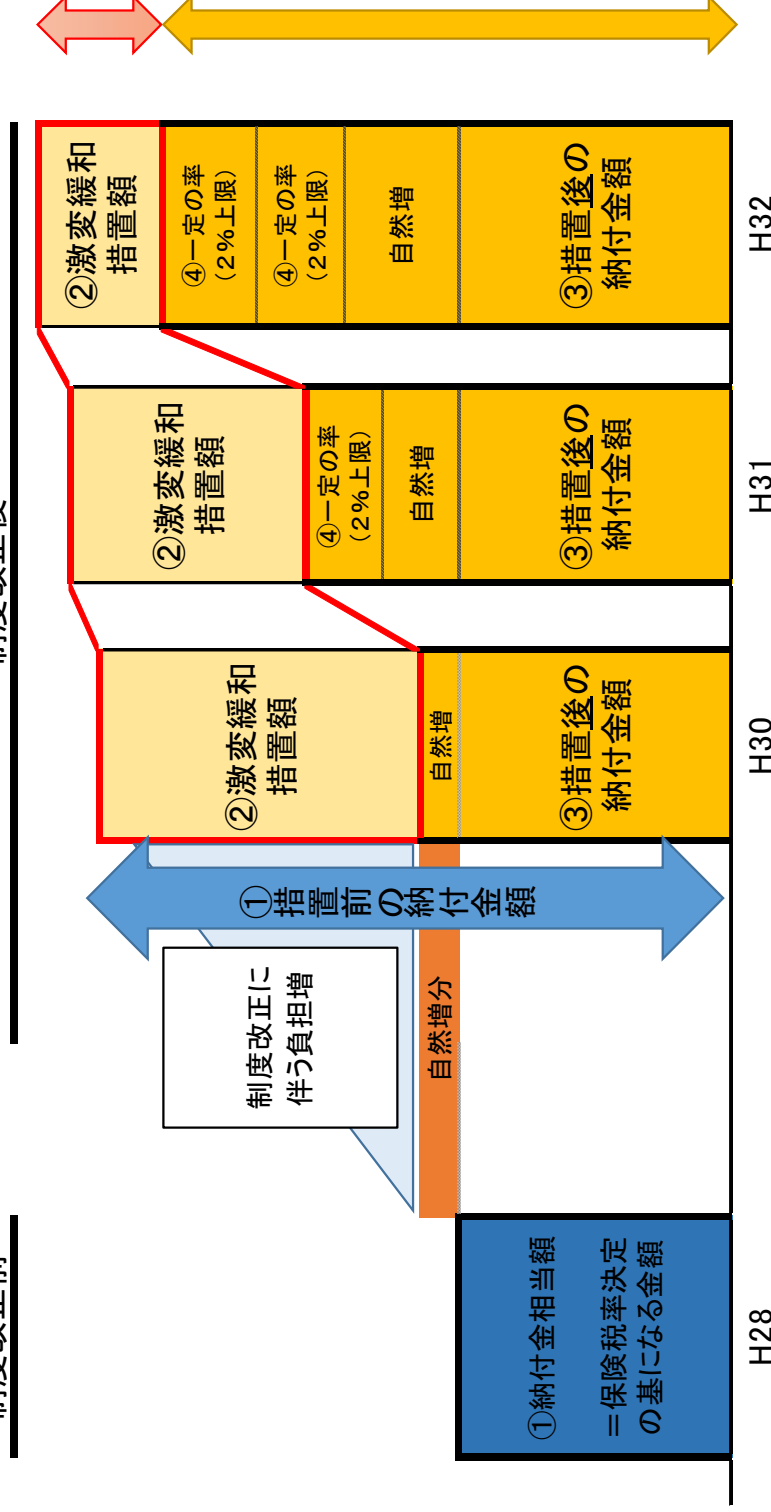
①「H28 年度一人あたり納付金額」と「激変緩和措置を実施しなかった場合の H30 年度の各市町村の一人あたり納付金額」を比較

②H30 年度の自然増よりも増加した市町村の増加幅の平均を 6 で割る。（2%が上限）

■ 激変緩和措置のイメージ

制度改正前

制度改正後



① 保険税率決定の基になる金額 = 制度改正前の納付金相当額(※)より制度改正後の納付金額が増加

② 激変緩和措置としてA市に公費を投入

③ 激変緩和措置により、保険税率決定の基礎となる金額が制度改正前の水準程度に減少

④ 激変緩和措置額は一定の率を積み増すことにより年々減少させる→→±α

(6年間で措置額が0円となるよう一定の率を設定するが、毎年度2%以内。)

上限を設けることにより6年経過しても措置額が0円とならない市町村がある場合に措置期間延長。)

※ 納付金相当額とは

制度改正前の市町村単位で、保険給付費の支払いのための、公費を除いた保険料で集めるべき額

納付金相当額 = 保険給付費 - 公費

■H31年度の一定割合の検討内容

28年度からの自然増を除く増加幅のうち、「②納付金制度導入による増加幅」は、基本的には 変化しない※

⇒ +αを毎年増加させることで、激変緩和を終了させる

※所得の変動や公費の精算の影響等で変わる可能性もある。また、①激変緩和措置を実施することによる増加幅は、+αを毎年増加させることにより、毎年度減少していく。

①：「激変緩和を実施することによる増加幅」

激変緩和の財源は県1号繰入金であるため、激変緩和を行うことにより全市町村への1号繰入金の配分が減り、結果として全体の納付金額が増加する。この増加幅は、+αにより激変緩和措置額が減ることにより、毎年度減少していく。

②：「納付金制度導入による増加幅」

医療費の自然増等を除いた納付金制度を導入することによる増加分のこと。

※ 激変緩和の対象は、①+②の額。

